

株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「ひかり TV 利用規約（提携 ISP のお客さま向け）」（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりひかり TV サービス（第 3 条に定める機能を提供するサービスの総称をいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 1 条（規約の適用）

本規約は、本サービスの利用（本サービスアプリ（第 2 条に定めます。）の使用を含みます。以下同じとします。）に関する当社との一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第 2 条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) ひかり TV プラットフォーム: 主としてブロードバンド回線向け映像配信サービスの用に供することを目的として当社が運営する電気通信回線設備及び付随する設備一式を使用して提供されるプラットフォームであって、本コンテンツ、第三者オプションコンテンツ及び放送コンテンツを利用するため必要となるものをいいます。
- (2) 本コンテンツ: 本サービスにおいて利用可能な当社が提供する映像コンテンツをいいます。本コンテンツには、第 10 条（月額基本料金）に定める契約種別が「専門チャンネル・ビデオプラン」である本サービス契約者が月額基本料金をお支払いいただくことでご利用いただけるもの（以下「月額基本コンテンツ」といいます。）と、月額基本コンテンツに含まれず本サービス契約者等がご利用いただけるもの（以下「オプションコンテンツ」といいます。）があります。オプションコンテンツには、本サービス契約者において別途の申込み及び第 10 条（月額基本料金）に定める月額基本料金とは別に当該コンテンツの利用に係る料金をお支払いいただくことが必要なものが含まれます。
- (3) 本サービス利用契約: 本サービス月額基本利用契約と本サービスオプション利用契約の総称をいいます。
- (4) 本サービス契約者: 当社との間で本サービス利用契約を締結したお客さまをいいます。本サービスおよび当社の通知中において「ひかり TV 会員」ということがあります
- (5) 本サービス利用者: 本サービス契約者が利用する利用アクセス回線と同一の回線を用いて本サービスを利用する者をいいます。
- (6) 本サービス契約者等: 「本サービス契約者」と「本サービス利用者」の総称をいいます。
- (7) 提携 ISP: 本サービスの提供に関して、当社の代理人として、契約申込みの受付及びその他の諸手続等（第 4 条（本サービス利用契約の成立等）第 4 項に定める本利用料金の請求を含む）を実施することを当社が認めた事業者及び当社自身をいいます。

- (8) 所属提携 ISP: 契約申込者が、本サービスの契約申込みを行った提携 ISP をいいます。
- (9) 本サービス月額基本利用契約: 本規約に基づく当社との間のひかり TV プラットフォームの利用及び月額基本コンテンツ（ただし、月額基本コンテンツについては、契約種別が「専門チャンネル・ビデオプラン」である本サービス契約者に限ります）の利用に係る契約をいいます。
- (10) 本サービスオプション利用契約: 本規約に基づく当社との間のオプションコンテンツの利用に係る契約をいいます。なお、本サービスオプション利用契約は、当社との間で本サービス月額基本利用契約を締結している方に限りお申込みいただけます。
- (11) 指定コンテンツ提供者: 当社が別に定める映像コンテンツの提供事業者（当社及び「指定放送事業者」を除きます。）をいいます。
- (12) 第三者オプションコンテンツ: ひかり TV プラットフォーム上で利用可能な指定コンテンツ提供者が提供する映像コンテンツをいいます。
- (13) 第三者オプションコンテンツ利用契約: 指定コンテンツ提供者との間の第三者オプションコンテンツの利用に係る契約をいいます。なお、第三者オプションコンテンツ利用契約は、当社との間で本サービス月額基本利用契約を締結している方に限りお申込みいただけます。
- (14) 一般放送サービス: 放送法第 126 条第 1 項に基づき総務大臣の登録を受けて行う一般放送をいいます。
- (15) 一般放送事業者: 放送法第 126 条第 1 項に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者をいいます。
- (16) 指定放送事業者: 株式会社アイキャスト等の当社が別に定める一般放送事業者をいいます。
- (17) 本放送サービス: 指定放送事業者が提供する、ひかり TV プラットフォーム上で視聴可能な一般放送サービス及び指定放送事業者が別途指定する映像配信サービスの総称をいいます。
- (18) 放送コンテンツ: 本放送サービスのうち一般放送サービスで視聴可能な指定放送事業者が提供する映像コンテンツをいいます。放送コンテンツには、第 10 条（月額基本料金）に定める月額基本放送視聴料金をお支払いいただくことでご利用いただけるもの（以下「見放題チャンネル」といいます。）と、コンテンツ単位で別途申込み及び毎月の視聴料金のお支払いをいただくことでご利用いただけるもの（以下「オプションチャンネル」といいます。）があります。
- (19) 放送サービス利用契約: 放送サービス月額基本利用契約と放送サービス月額オプショ

ン利用契約の総称をいいます。

(20)放送サービス月額基本利用契約:指定放送事業者のうち、株式会社アイキャストとの間の「株式会社アイキャスト放送視聴契約約款2」（以下「アイキャスト放送視聴契約約款」といいます。）に基づく見放題チャンネルの視聴に係る契約をいいます。

(21)放送サービス月額オプション利用契約:指定放送事業者との間のオプションチャンネルの視聴に係る契約をいいます。

(22)本サービスサイト:本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://www.hikaritv.net/>>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をいいます。

(23)ひかりTVガイド:本サービス契約者等向けに提供する情報および機能

(24)ひかりTV対応受信装置:当社の指定する技術的な基準に適合する受信機であって、本サービスの提供を受けるために必要となるものをいいます。本サービス及び当社の通知中において「ひかりTV対応チューナー（チューナー）」ということがあります。

(25)本サービスアプリ:本サービスを利用するためには必要となる本サービス専用のアプリケーションソフトウェアをいいます。

(26)利用アクセス回線:ひかりTVプラットフォームの利用に必要となる電気通信サービス(当社が別に定めるものに限る)をいいます。

(27)アプリ使用条件:当社が本サービスアプリの使用条件として別途定めるものをいい、本サービスアプリの初期設定時又は本サービスアプリのひかりTV対応端末へのインストール時に表示されるものをいいます。

(28)ひかりTV対応端末:当社が本サービスを利用できる端末として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

第3条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、ひかりTVプラットフォームの提供機能と本コンテンツの提供機能として次の各号に掲げる機能をその内容とし、詳細は、本サービスサイト又はひかりTV対応受信装置に表示の画面上に定めるとおりです。なお、ひかりTV対応受信装置、ひかりTV対応端末の種別、本サービスアプリのバージョン及び本サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。また、本サービス契約者等が本サービスを利用できる環境や利用できる機能には限りがあります。

(1) 一部の本コンテンツをリアルタイムでストリーミング再生する機能及びリアルタイム配信中の本コンテンツを、当該本コンテンツの最初からさかのぼってストリーミング再生する機能

- (2) 一部の本コンテンツを、一定期間 VOD（ビデオ・オン・デマンド）としてストリーミング再生する機能（一部の本コンテンツについては本サービス契約者等がひかり TV 対応端末にダウンロードして視聴することも可能）
 - (3) 一部の本コンテンツを、本サービス契約者が本サービスオプション利用契約又は第三者オプションコンテンツ利用契約を行った時から、当社又は指定コンテンツ提供者が提供を維持する限りにおいて、無期限に VOD（ビデオ・オン・デマンド）としてストリーミング再生する機能（一部の本コンテンツについては本サービス契約者等がひかり TV 対応端末にダウンロードして視聴することも可能）
 - (4) 本サービス契約者等がひかり TV 対応端末において遠隔で前各号の機能の一部を利用することができる機能
 - (5) ひかり TV プラットフォーム上で第三者オプションコンテンツ及び放送コンテンツを視聴できるようにする機能
 - (6) キーワードやジャンルにより一部の本コンテンツ及び一部の放送コンテンツを検索する機能
 - (7) 本コンテンツ及び放送コンテンツに関する各種情報（番組表を含みます。）を閲覧する機能
 - (8) 本サービスサイト、本サービスアプリ、端末の通知領域（ノーティフィケーションエリア）及びメールマガジンに本コンテンツに関するおすすめ情報を表示する機能
 - (9) 本サービス契約者等が選択した本コンテンツ及び放送コンテンツをお気に入り登録できる機能及びお気に入り登録された放送コンテンツの配信開始の通知を取得する機能
 - (10) ひかり TV 対応受信装置又は本サービスアプリを利用して、一部の放送コンテンツの録画予約をできるようにする機能
 - (11) 本サービスアプリを利用して、放送中又は録画した一部の放送コンテンツを遠隔地から視聴ができるようにする機能
2. 利用アクセス回線として利用が可能な電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する B フレッツ、フレッツ・光プレミアム若しくはフレッツ 光ネクスト(ビジネスタイプを除く) 及び当社が別に定めるそれらに類する電気通信サービスに係るものに限ります。
3. 本サービスのご利用に際し、当社のサーバとの間で通信が行われ、当社が本サービスの利用者毎に払出す固有の記号（以下「ユーザ ID」といいます。）又は/及び本サービス契約者がご利用のひかり TV 対応受信装置の識別番号（以下ユーザ ID と総称して「ユーザ ID 等」といいます。）を確認する場合があります。ユーザ ID 等を確認できない場合、本

サービスをご利用できないことがあります。

4. 本サービスのご利用には、当社所定のインターネット接続環境及び当社所定のスペックを有する通信機器、ソフトウェアその他これらに付随する機器（ひかりTV対応受信装置、本サービスアプリ及びひかりTV対応端末を含み、以下同じとします。）が必要となります。本サービス契約者は、これらの接続環境・通信機器・ソフトウェアのすべてについて、自己の責任と費用において準備及び設定するものとします。なお、ひかりTV対応受信装置、本サービスアプリ又はひかりTV対応端末であっても、機種によっては一部の機能をご利用いただけない場合があります。また、当社は、本サービス契約者に予め通知することなくインターネット接続環境及び通信機器、ソフトウェアその他これらに付随する機器に関する指定を取り消すことができるものとし、この場合、以後当該機器では本サービスをご利用いただくことができません。
5. 本サービス契約者等は、予めご利用の装置として当社に登録されているひかりTV対応受信装置（以下「登録装置」といいます。）を利用して本サービスをご利用できるものとします。初回のひかりTV対応受信装置の登録は、本サービス月額基本利用契約の成立後ご利用のひかりTV対応受信装置から本サービスサイトに接続し、当社のサーバに対して当該ひかりTV対応受信装置を特定するための情報が送信された際に自動的に行われます。
6. 本サービス契約者は、当社所定の設定方法により、登録装置の変更を行うことができます。登録装置の変更の際には、本サービスサイトのお問い合わせページからお問い合わせいただく必要があります。
7. 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内に限られるものとし、海外で本サービスを利用してはならないものとします。なお、当社は、本サービス契約者等による本サービスの利用は、全て日本国内で行なわれたものとみなして取扱います。
8. 一部の本コンテンツ及び放送コンテンツについては年齢による閲覧制限があるため、本サービス契約者等によっては閲覧できない場合があります。
9. 当社は、本サービス契約者等に予め通知することなく、本コンテンツ及び本サービスの内容（提供される各種情報を含みます。）及び仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止できるものとします。
10. ひかりTVプラットフォーム上で利用可能な当社以外の事業者（指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者）が提供する映像コンテンツの利用に関しては、当該映像コンテンツを提供する指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者との間の第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約に定める利用条件も併せて適用されます。なお、

本規約と第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約に定める利用条件が異なっている場合、特段の定めが無い限り、第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約に定める利用条件が本規約に優先して適用されるものとします。

第4条（本サービス利用契約の成立等）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意の上、当社所定の方法により本サービス月額基本利用契約の申込みを行うものとします。また、当社が提供するオプションコンテンツのご利用には、本規約の内容に同意の上、当社所定の方法により本サービス月額基本利用契約とは別に本サービスオプション利用契約の申込みが必要となります。申込みにあたっては、その内容を特定するために必要なものとして当社が指定する事項を当社又は所属提携 ISP に申し出るものとします。
2. 申込者は、本サービス月額基本利用契約を締結する際に併せて、放送コンテンツを視聴するために株式会社アイキャストとの間で放送サービス月額基本利用契約を締結する必要があり、当該契約の申込みは当社又は所属提携 ISP を通じて前項の申込みと併せて行うものとします。
3. 申込者は、利用するひかりTV対応受信装置ごとに、本サービス月額基本利用契約及び放送サービス月額基本利用契約についてそれぞれ1契約申込みを行うものとします。
4. 本サービス契約者は、本サービス月額基本利用契約及び放送サービス月額基本利用契約の申込みにあたり、第10条（月額基本料金）に定める月額基本料金、第11条（オプションコンテンツ利用料金）に定めるオプションコンテンツ利用料金、第13条（第三者オプションコンテンツ利用料金）に定める第三者オプションコンテンツ利用料金、第14条（オプションチャンネル利用料金）に定めるオプションチャンネル利用料金（当社が指定放送事業者又は指定コンテンツ提供者から譲り受けた債権に係るものを含み、以下総称して「本利用料金」といいます。）のお支払いについて、所属提携 ISP が定める方法に従うこととします。
5. 当社又は所属提携 ISP は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
6. 当社又は所属提携 ISP は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該申込者からお申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者の利用場所が利用可能地域外であるとき
 - (2) 当社又は所属提携 ISP が実施する利用アクセス回線の回線状況調査の結果、本サービスを利用できない回線であることが判明したとき
 - (3) 利用アクセス回線において、現に本サービス月額基本利用契約が締結されているとき

- (4) 本サービスを提供することが技術上著しく困難であると当社が判断したとき
- (5) 申込者が利用アクセス回線を利用していないか又は利用しなくなることが明白であるとき
- (6) 放送サービス月額基本利用契約を締結していただけないとき
- (7) 本利用料金のお支払いについて、所属提携 ISP が定める方法に従っていただけないとき
- (8) 申込みの内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそれらのおそれがあるとき
- (9) 申込者が未成年者であるとき
- (10) 申込者が第 9 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき
- (11) 申込者が第 10 条（月額基本料金）に定める月額基本料金、オプションコンテンツ利用料金その他の当社に対する債務(当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。) の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (12) 申込者が過去に本規約に違反したことがあるとき、又はそのおそれがあるとき
- (13) 申込者が過去に本規約に違反したことがある又は違反したおそれがあるひかり TV 対応受信装置又はひかり TV 対応端末により本サービスを利用しようとされたとき
- (14) 申込者が過去に不正利用等により本サービス利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき
- (15) 申込者が本規約のいずれかに違反するおそれがあるとき
- (16) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (17) その他当社又は所属提携 ISP が不適切と判断したとき

7. 本サービス月額基本利用契約は、当社又は所属提携 ISP が第 1 項に基づく申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を当社又は所属提携 ISP 所定の方法により申込者に通知した時点で当該申込者と当社との間において成立するものとし、当該時点をもって第 2 項に定める放送サービス月額基本利用契約も当該申込者と株式会社アイキャストとの間において成立するものとします。この場合、本サービス契約者等は、株式会社アイキャストが提供する本放送サービスのうちアイキャスト放送視聴契約約款に定める「基本放送サービス」、「見放題チャンネルサービス」及び「チャンネル付帯サービス（専門チャンネル見逃しセレクトサービス）」（ただし、放送サービス月額基本利用契約を締結した方がご利用いただけるサービスに限ります。）において株式会社アイキャストが提供する見放題チャンネル及び放送コンテンツ以外の映像コンテンツを視聴、再生することができます。当該見放題チャンネル及び映像コンテンツの提供条件等に関する定めはアイキャスト放送視

聴契約約款の定めるところによるものとします。

8. 本サービスオプション利用契約は、当社が第1項に基づく本サービスオプション利用契約の申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を当社又は所属提携ISP所定の方法により本サービス契約者に通知した時点で当該本サービス契約者と当社との間において成立するものとします。ただし、当該本サービスオプション利用契約の申込にあたり、本サービス契約者に対し表示される当該申込内容の確認に係る表示（本サービスアプリ上に表示されるものを含みますが、これに限られません）において別段の定めがある場合は、当該定めに従うものとします。

第5条（第三者オプションコンテンツ利用契約の成立）

1. 本サービス契約者は、指定コンテンツ提供者との間で第三者オプション利用契約を締結することにより、ひかりTVプラットフォーム上で第三者オプションコンテンツを利用することができます。第三者オプションコンテンツ利用契約の成立時期、契約条件等については、当該第三者オプションコンテンツ利用契約の定めるところによるものとします。

2. 第三者オプションコンテンツの利用に係る料金（以下「第三者オプションコンテンツ利用料金」といいます。）のお支払い方法等については、前条（本サービス利用契約の成立等）第4項に定めるところによるものとします。

第6条（放送サービス月額オプション利用契約の成立）

1. 本サービス契約者は、指定放送事業者との間で放送サービス月額オプション利用契約を締結することにより、ひかりTVプラットフォーム上でオプションチャンネル（指定放送事業者が株式会社アイキャストである場合、アイキャスト放送視聴契約約款に定める「チャンネル付帯サービス（専門チャンネル見逃しセレクトサービス）」（ただし、放送サービス月額オプション利用契約を締結した方がご利用いただけるサービスに限ります。）において株式会社アイキャストが提供する放送コンテンツ以外の映像コンテンツを含むものとし、以下本条において同じとします。）を利用するすることができます。放送サービス月額オプション利用契約の成立時期、契約条件等については、当該放送サービス月額オプション利用契約の定めるところによるものとします。当該オプションチャンネル及び映像コンテンツの提供条件等に関する定めは指定放送事業者の定めるところによるものとします。

2. オプションチャンネルの利用に係る料金（以下「オプションチャンネル利用料金」といいます。）のお支払い方法等については、第4条（本サービス利用契約の成立等）第4項に定めるところによるものとします。

第7条（認証等）

1. 当社は、本サービス契約者による本サービスの利用の都度、所属提携ISPに対して本サ

サービス契約者等の認証（その者が所属提携 ISP のひかりTV会員であることの認証）を依頼します。本サービス契約者等は、当該所属提携 ISP の認証を当社が得られた場合に、本サービスを利用することができます。

2. 前項に定める認証方法による認証がなされた場合、当社は本サービス契約者等ご自身が本サービスを利用したものとみなすことができるものとし、本サービス契約者等の本サービスのご利用情報を表示する場合があります。

第 8 条（知的財産権等）

1. 本サービスに関連して、又は本サービスを通じて本サービス契約者等に提供される本サービスアプリ並びにその他の情報及び本コンテンツ、第三者オプションコンテンツ及び放送コンテンツ等（以下、本コンテンツ、第三者オプションコンテンツ及び放送コンテンツを総称して「本サービスコンテンツ等」といいます。）に係る著作権等の知的財産権その他の権利は、当社又は第三者に帰属します。本サービス利用契約の締結及び本サービスの利用は、本サービス契約者等に対してこれらに関する権利を移転するものではなく、本サービス契約者等は、本サービス利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等を使用することができるものとします。

2. 本サービスコンテンツ等の内容及び品質は、本サービス契約者等が本サービスにおいて本サービスコンテンツ等の配信を受ける時点で当社が合理的に提供可能な範囲のものとします。

3. 当社は、本サービスアプリ及び本サービスコンテンツ等に関して、使用目的・機器等への適合性、完全性、正確性、有用性並びに使用結果に関わる的確性及び信頼性について保証するものではありません。また、録画機能を有するひかりTV対応受信装置において、一部の放送コンテンツを録画することができる場合がありますが、当社は、当該ひかりTV対応受信装置を利用して放送コンテンツを録画できること、録画した放送コンテンツを正常に再生できることその他当該ひかりTV対応受信装置による放送コンテンツの録画及び再生に関して完全性、正確性、有用性並びに使用結果に関わる的確性及び信頼性について保証するものではありません。

4. 本サービスコンテンツ等上に Web ページへのリンクを掲載している場合がありますが、当社は、リンク先が当社が管理するページである場合を除き、当該 Web ページの内容、安全性等を保証するものではありません。

5. オプションコンテンツに契約不適合がある場合において当社が契約不適合に係る担保責任を負う期間は、本サービスにおいて当該オプションコンテンツが配信されている期間中に限るものとし、本サービス契約者は当該期間内に当社に対し当社所定の方法によりご連

絡された場合に限り、当該オプションコンテンツを再視聴することができます（再視聴に要する通信料は本サービス契約者のご負担となります。）。ただし、本サービス契約者が当該オプションコンテンツを再視聴できない場合は、当社は、当該オプションコンテンツに係るオプションコンテンツ利用料金（当該オプションコンテンツにつき、月単位で設定されたオプションコンテンツ利用料金の支払をするコンテンツについては 1 か月分のオプションコンテンツ利用料金とします。）を上限として、当該オプションコンテンツの対価相当額を当社所定の方法により本サービス契約者に返金します。

第 9 条（禁止事項）

本サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならず、また、本サービス利用者をして当該行為をさせないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれがある行為
- (2) 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (5) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (6) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (7) 本サービスに係る設備に対して過度の負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (9) 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為
- (10) 本サービスを、業務利用目的あるいは不特定又は多数の者の利用に供する目的、同一の世帯の者以外の者に対して視聴させることを目的として利用する行為
- (11) 本サービスを、家族利用人（同一の利用アクセス回線を使用する同居の家族）以外の第三者に対して、各種記録媒体又は電気通信回線設備等を介し視聴させる行為
- (12) ユーザ ID 等を不正に使用する行為

- (13)本サービスアプリ又は本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスアプリ又は本サービスコンテンツ等を第8条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- (14)本サービスアプリ又は本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- (15)本サービスアプリ又は本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- (16)当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為。その他、本サービスアプリを、アプリ使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為
- (17)ひかりTV対応受信装置又はひかりTV対応端末以外を用いて本サービスを利用する行為
- (18)その他当社が不適切と判断する行為

第10条（月額基本料金）

1. ひかりTVプラットフォームの利用及び月額基本コンテンツの利用に係る料金並びに見放題チャンネルの視聴に係る料金の総額（以下「月額基本料金」といいます。）は、以下に掲げる表に定める本サービス契約者の契約種別（以下「契約種別」といいます。）毎に、当該表に定める料金額を適用するものとし、本サービス契約者と当社との間で本サービス月額基本利用契約が成立した日が属する月より、成立時の契約種別に基づき月額基本料金をお支払いいただきます。なお、月額基本料金は日割計算をしませんので、月途中に本サービス月額基本利用契約が成立し又は終了した場合であっても、1か月分の月額基本料金がかかります。

専門チャンネル・ビデオプラン 月額 3,850円（税込）

専門チャンネルプラン 月額 2,750円（税込）

基本プラン 月額 1,100円（税込）

2. 本サービス契約者は、毎月の月額基本料金を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額とともに、第4条（本サービス利用契約の成立等）第4項に定める方法により支払うものとします。

第11条（オプションコンテンツ利用料金）

1. オプションコンテンツ利用料金の額は、各コンテンツ毎に当社が定める金額とします。

2. オプションコンテンツ利用料金の支払義務は、本サービスオプション利用契約の成立と同時に発生します。
3. 本サービス契約者は、本サービスオプション利用契約の申込みの際に選択された支払方法等に従い、オプションコンテンツ利用料金を当社に支払うものとします。

第 12 条（債権の譲受）

本サービス契約者は、放送コンテンツ又は第三者オプションコンテンツを提供する指定放送事業者又は指定コンテンツ提供者の契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すことされた、当該事業者の放送コンテンツの利用に係る料金債権又は第三者オプションコンテンツ利用料金債権を当社が当該事業者から譲り受け、月額基本料金及びオプションコンテンツ利用料金とあわせて当社が本サービス契約者に請求することに予め同意していただきます。この場合において、当該放送コンテンツ又は第三者オプションコンテンツを提供する事業者及び当社は、本サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 13 条（第三者オプションコンテンツ利用料金）

1. 第三者オプションコンテンツ利用料金の額は、各コンテンツ毎に指定コンテンツ提供者が定める金額とします。
2. 第三者オプションコンテンツ利用料金の支払義務は、第三者オプションコンテンツ利用契約の成立と同時に発生します。
3. 本サービス契約者は、第三者オプションコンテンツ利用契約の申込みの際に選択された支払方法等に従い、第三者オプションコンテンツ利用料金を当社に支払うものとします。

第 14 条（オプションチャンネル利用料金）

1. オプションチャンネル利用料金の額は、各コンテンツ毎に指定放送事業者が定める金額とします。
2. オプションチャンネル利用料金の支払義務は、放送サービス月額オプション利用契約の成立と同時に発生します。
3. 本サービス契約者は、オプションチャンネル利用契約の申込みに際に選択された支払方法等に従い、オプションチャンネル利用料金を当社に支払うものとします。

第 15 条（その他料金に関する事項）

1. 本サービス契約者は、本利用料金及びその他の当社に対する債務（遅延利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として第 10 条（月額基本料金）第 2 項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払

期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。

2. 当社は、本利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

3. 本サービス契約者は、本利用料金その他の本サービス契約者に対する債権について、本規約に基づき本サービス契約者からクレジットカードによる支払いの申し出があった場合、当社が当該本利用料金その他の本サービス契約者に対する債権をクレジットカード会社に譲渡し、又はクレジットカード会社から立替払を受けることを予め承諾するものとします。

4. 本サービス契約者は、前項に定めるほか、当社が本利用料金その他の本サービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に（所属提携 ISP を含み、以下「請求事業者」といいます。）譲渡することを予め承諾するものとします。この場合、当社及び請求事業者は、本サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

5. 本サービスの利用にあたっては、別途通信料等がかかります。

第 16 条（本サービスに係る個人情報の取扱いについて）

1. 当社は、申込者及び本サービス契約者等の個人情報（次条に定める放送の視聴履歴を除きます。）の取扱いについて、別途当社の定める「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

2. 当社は、本サービスを便利にお使いいただくため、本サービス契約者の本コンテンツの再生履歴、本コンテンツの検索履歴、お気に入り登録履歴等の本サービス契約者の情報、及び当該情報に応じた本コンテンツに関するおすすめ情報等を、パスワード確認をすることなく、端末画面上に表示することがあります。

3. 当社は、本サービスのご利用時に本サービス契約者が視聴された本コンテンツ及びその視聴にかかる情報を、ユーザ ID などの本サービス契約者個人を特定する情報を削除し統計的なデータに加工したうえで、本サービス契約者が視聴された本コンテンツの提供元である権利者等その他第三者に、次の各号の目的で提供することができます。

(1) 本サービス契約者が視聴された本コンテンツの提供元である権利者等へのコンテンツ使用料の支払いのため。

(2) 本サービス契約者の行動分析及びサービス品質分析のため。

第 17 条（提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは本サービスの全部又は一部の機能の提供を中断することができます。

(1) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき

(2) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき

- (3) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために必要があるとき
 - (5) 本サービスコンテンツ等に係る権利者等からの申し出があった場合
 - (6) その他当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中止又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を本サービスサイト上に掲載する方法により本サービス契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
4. 当社は、前各項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、本利用料金の減免等は行わず、また当該提供中止又は利用制限等により本サービス契約者に損害が生じた場合でも責任を負いません。
5. 指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者が、自己の第三者オプションコンテンツ又は放送コンテンツの提供を中断した場合において、当該指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者との間の第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約の規定に基づき、返金対応等が行われる場合には、当社が当該指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者に代わってこれを行います。
- #### 第18条（提供停止等）
1. 当社は、本サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービス契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- (1) 第4条（本サービス利用契約の成立）第6項各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 第9条（禁止事項）又は第28条（変更の届出）に違反したとき
 - (3) 第15条（その他料金に関する事項）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）
 - (4) 当社に対して事実に反する内容の届出又は通知をしたとき
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき

- (6) その他本規約に違反したとき
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき
2. 当社は、本サービス契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第 22 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）に基づき本サービス利用契約を解除することを妨げるものではありません。
 3. 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、本サービス契約者は本利用料金の支払義務を免れることはできません。
 4. 指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者が、自己の第三者オプションコンテンツ又は送コンテンツの提供を停止した場合において、当該指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者との間の第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス利用契約の規定に基づき、返金対応等が行われる場合には、当社が当該指定コンテンツ提供者又は指定放送事業者に代わってこれを行います。

第 19 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、本サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって本サービス利用契約、第三者オプションコンテンツ利用契約及び放送サービス利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本サービス契約者に損害が生じた場合であっても責任を負いません。

第 20 条（本サービス契約者が行う本サービス月額基本利用契約の解約）

1. 本サービス契約者は、当社所定の方法による解約手続を行うことにより、本サービス月額基本利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨を本サービス契約者に通知した時点で、当該本サービス月額基本利用契約は終了するものとします。なお、本サービス月額基本利用契約が終了した場合には、株式会社アイキャストとの間の放送サービス月額基本利用契約、及び以下のサービス契約は、特段の定めがない限り自動的に終了するものとします。

- (1) ひかり TV ガイド定期購入サービスにかかる契約
 - (2) ひかり TV 対応受信装置レンタルサービスにかかる契約
2. 本サービス月額基本利用契約が終了した場合には、本サービスオプション利用契約、第三者オプションコンテンツ利用契約及び放送サービス利用契約についても自動的に終了す

るものとします。本サービス契約者等は、本サービス月額基本利用契約が終了した時点以後、ひかり TV プラットフォーム上で提供されるサービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

3. 前項及び第 23 条（本サービス利用契約の継続、終了等）第 1 項の規定にかかわらず、本サービス契約者は、第 1 項の解約手続前に、本サービスオプション利用契約又は第三者オプションコンテンツ利用契約に基づき購入した、無期限に VOD（ビデオ・オン・デマンド）としてストリーミング再生するオプションコンテンツ・第三者オプションコンテンツについては、本サービス月額基本利用契約が終了した時点以後であっても、利用を継続できることがあります。この場合、本規約は当該コンテンツの利用に限り適用されるものとします。

4. 本サービス契約者は、株式会社アイキャストとの間の放送サービス月額基本利用契約を解約したいときは、当該放送サービス月額基本利用契約の解約の申し出と併せて、サービス月額基本利用契約についても第 1 項の定めに従い当社に申し出るものとします。

第 21 条（本サービス契約者が行う

本サービスオプション利用契約の解約）

1. 本サービス契約者は、当社所定の方法による解約手続を行うことにより、本サービスオプション利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨を本サービス契約者に通知した時点で、当該本サービスオプション利用契約は終了するものとします。

2. 本サービス契約者は、利用の申込み後月単位でのオプションコンテンツ利用料金の支払いを継続して行うことにより、当該利用料金の支払いを継続する限りにおいてオプションコンテンツの利用を可能とすることをその内容とする本サービスオプション利用契約を締結していた場合、当該本サービスオプション利用契約が終了した日の属する月についても 1 か月分のオプションコンテンツ利用料金をお支払いいただきます。

3. 本サービス契約者は、利用の申込みの都度オプションコンテンツ利用料金の支払いを行うことにより、当社が別に定める期間内でのオプションコンテンツの利用を可能とすることをその内容とする本サービスオプション利用契約を締結していた場合、当該本サービスオプション利用契約に定めるオプションコンテンツの利用可能期間中に本サービスオプション利用契約を終了したときであっても、オプションコンテンツ利用料金の全額をお支払いいただきます。

第 22 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は、本サービス契約者が次の各号の一に該当すると判断したときは、通知を行うこと

なく、直ちに本サービス利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 株式会社アイキャストとの間の放送サービス月額基本利用契約が解約、解除その他の理由の如何を問わず終了したとき
- (2) 本サービス利用契約の申込内容が事実に反していることが判明したとき
- (3) 第 18 条（提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となつた事由を解消しないとき
- (4) 本サービス利用時の利用アクセス回線の利用に係る契約が終了したとき
- (5) 当社に届け出た連絡先に対し、当社からの連絡が取れない又は当社からの郵送物が返送される状況が継続するとき
- (6) 本サービス契約者が非ドコモ回線契約者の場合にあっては、決済用クレジットカードで本サービスに係る利用料金の支払ができない状態になったとき
- (7) 第 9 条（禁止事項）に違反したとき
- (8) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
- (9) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき
- (10)当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき
- (11)その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき

第 23 条（本サービス利用契約の継続、終了等）

1. 本サービス月額基本利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、本サービス月額基本利用契約が終了した日が属する月の翌月以降に、再度本サービス月額基本利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな本サービス月額基本利用契約に引き継がれません。
2. 本条に定めるほか本規約の規定に従い本サービス月額基本利用契約が終了した後、第 17 条（本サービスに係る個人情報の取扱いについて）及びその他当社が別途定める個人情報を、当社が定める期間保持します。

第 24 条（本サービス契約者が行う第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス月額オプション利用契約の解約）

本サービス契約者は、第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス月額オプシ

ヨンに係る利用契約を終了しようとするときは、そのことを予め別途当社が指定する方法により、当社に通知していただきます。なお、当該利用契約の終了日が属する月の第三者オプションコンテンツ利用料金又はオプションチャンネル利用料金の取扱いについては、第三者オプションコンテンツ利用契約又は放送サービス月額オプション利用契約の定めるところによるものとします。

第 25 条（本サービスアプリの契約不適合）

当社は、本サービスアプリに本サービス利用契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます。）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、本サービス利用契約に定める内容に適合する本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの契約不適合を修補するものとします。この場合、本サービス契約者は、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

第 26 条（損害賠償の範囲）

1. 当社は、本サービスの全部若しくは一部の利用の停止、提供の中止若しくは停止又は提供の廃止等、並びに本規約の変更、ひかりTV対応端末の登録の取消し、本サービス利用契約の解約及び自動終了等によって本サービス契約者が損害を被った場合でも責任を負いません。
2. 当社が本サービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が本サービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、当該損害賠償の対象となるサービス（機能）又は本コンテンツに係る 1か月分の月額基本料金又はオプションコンテンツ利用料金（利用の申込みの都度オプションコンテンツ利用料金の支払いを行うことにより、当社が別に定める範囲内の利用が可能となるオプションコンテンツに関する場合は当該損害賠償の対象となるオプションコンテンツの利用にあたり本サービス契約者が支払いを要したオプションコンテンツ利用料金）相当額を上限とします。
3. 本サービスに関して本サービス契約者が被った損害が当社の故意又は重大な過失に起因する場合、本規約において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第 27 条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する本サービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 本サービス契約者が本サービス利用契約に基づき当社又は所属提携 ISP に届け出てい

る氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知

- (2) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による本サービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する本サービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知が本サービス契約者に対してなされたものとみなします。

第28条（変更の届出）

1. 本サービス契約者は、本サービスに関する当社又は所属提携ISPへの届出内容に変更があった場合は、速やかに当社又は所属提携ISPに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社又は所属提携ISPに届出がない場合（届出後、当社又は所属提携ISPがその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社又は所属提携ISPからの通知については、当社又は所属提携ISPが本サービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があった場合、当社又は所属提携ISPは、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を本サービス契約者に求める場合があり、本サービス契約者はこれに応じるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、本サービス契約者が契約約款に基づき当社又は所属提携ISPに届け出ている本サービス契約者の氏名、名称、住所等に変更があった場合は、本規約に定める当社又は所属提携ISPからの通知についても、当該契約約款に基づき届出を受けた変更後の連絡先に対して行います。

第29条（暗証番号の管理責任）

1. 本サービス契約者が本サービスを利用するためには、各種暗証番号を使用するものとします。本サービス契約者はひかりTV対応受信装置での手続きにより設定変更することができます。
2. 本サービス契約者は各種暗証番号を自己の責任において管理するものとし、その使用上の誤り又は第三者による不正使用により損害が生じた場合、本サービス契約者にて対処するものとします。また、本サービスの利用に関し各種暗証番号が使用された場合、当社が、当該暗証番号に対応する本サービス契約者が使用したものとみなし本規約を適用することについて、本サービス契約者は同意するものとします。
3. 本サービス契約者は、各種暗証番号を第三者に使用させたり、貸与、譲渡等をしてはな

りません。本サービス契約者は、各種暗証番号の盗難又は第三者による不正使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示があるときは、それに従うものとします。

4. 本サービス契約者は、最低視聴年齢を定めて提供される本サービスを視聴する場合においては、最低視聴年齢以上である本サービス契約者等のみが知りうる暗証番号を登録し、視聴するごとに登録した暗証番号を入力しなければなりません。
5. 本サービス契約者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない本サービス利用者に知られなないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない本サービス利用者が前項に規定する本サービスを利用したことによる本サービス契約者の不利益については、本サービス契約者において対処するものとします。
6. 本サービス契約者が各種暗証番号を失念した場合、本サービスを利用できなくなることがあります。また、各種暗証番号の確認方法については、当社からの指示に従うものとします。

第 30 条（残存効）

1. 本サービス利用契約が終了した後も、第 7 条（認証等）第 3 項、第 8 条（知的財産権等）乃至第 10 条（月額基本料金）、第 12 条（債権の譲受）、第 15 条（その他料金に関する事項）乃至第 17 条（本サービスに係る個人情報の取扱いについて）、第 22 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）、第 23 条（本サービス利用契約の継続、終了等）、第 26 条（損害賠償の範囲）、第 29 条（暗証番号の管理責任）、本条、第 31 条（反社会的勢力の排除）、第 33 条（権利、義務の第三者譲渡等の禁止）、第 34 条（合意管轄）及び第 35 条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するもとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第 20 条（本サービス契約者が行う本サービス月額基本利用契約の解約）第 3 項の定めに従い本サービス契約者がオプションコンテンツ又は第三者オプションコンテンツを利用する場合は、当該コンテンツに係る利用の範囲内で本利用規約の定めが引き続き適用されます。

第 31 条（反社会的勢力の排除）

1. 本サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

- (2) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 本サービス契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 32 条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社が適切と判断した方法にて公表又は本サービス契約者に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、変更日以降は、当該変更後の本規約が適用されるものとします。

- (1) 本規約の変更が、本サービス契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第 33 条（権利、義務の第三者譲渡等の禁止）

本サービス契約者は、本サービス利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 34 条（合意管轄）

本サービス契約者と当社との間で本サービス利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は当該本サービス契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条（準拠法）

本サービス利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

以上

2022年7月1日制定

2023年7月1日制定

2023年10月1日改定